このレンタサイクル利用規約は、お客さまが当館のレンタサイクルをご利用の際に、遵守していただく事項について 規定しています。次のことをご承諾いただき、レンタサイクルでの京めぐりをお楽しみください。

## レンタサイクル利用規約

2017年10月8日改訂

## 1. 利用申込

当館のレンタサイクルはご宿泊のお客様に限りお貸しいたします。

事前に利用の可否をご確認いただきお申込下さい。

## 2. 自転車の引渡し

自転車のお引渡しにあたっては、レンタサイクル利用規約要旨をお読みいただき、ご署名を頂戴いたします。

#### 3. 利用料金

利用料金は、お申し出の利用時間に応じた料金をチェックアウトの際にお支払いいただきます。

#### 4. 自転車の返却

利用を終了されたときは速やかにフロントへ返却していただきます。

万一、それ以外の場所で返却を申し出られた場合は、自転車の移送に要した費用を実費で申し受けます。

#### 5. 事故

お客さまがレンタサイクルご利用中に事故にあわれた場合は、速やかに当館に事故発生の日時、場所、原 因、事故の状況等をご連絡いただくとともに、必要な場合は、警察に連絡する等法令で定められた処置を おとりください。

事故についての示談等が必要な場合には、お客さま自らの責任において行っていただきます。当館では、 事故についての一切の責任を負いません。

また、上記にかかわらず、当社が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当館が被害を被った場合には、お客さまにその損害賠償を請求することがあります。

#### 6. 自転車の故障、損傷

貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに当館にご連絡ください。当社の事前の了解無くお客さま自身で自転車を修理された場合、修理代金は負担できません。

お客さまに起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受けます。ただし、パンクの場合の修理費用は、当館が負担します。

なお、自転車の故障によってお客さまや第三者に損害が発生したとしても、当該レンタサイクルに起因する 場合を除いて、当館は一切の責任を負いません。

# 7. 自転車の盗難、紛失

貸出期間中に自転車の盗難に会い、又は紛失した場合は、速やかに当館にご連絡ください。無施錠のまま放置した等、お客さまに起因する事情により盗難、紛失した場合は、10,000円を限度に違約金をいただくことがあります。なお、違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金は行いません。

また、自転車を放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還を受けるに要した費用は全額お客さまに負担していただきます。また、引き取りはお客様に保管場へ行っていただき、その際の費用は全額お客様に負担していただきます。

### 8. 鍵の紛失、破損

自転車の鍵を紛失、破損された場合は、交換料として 1,000 円をいただきます。

## 9. 禁止行為

レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為を行わないでください。

- (1) 飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所、不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車及び備品の改造など現状の変更
- (5) パンクなど自転車の異常を認めた場合に、運転を継続する行為
- (6) 申込者以外の第三者に使用させること

# 10. 貸出しの拒絶

当レンタサイクルでは、次の各号の1に該当する場合は、自転車の貸出しを拒絶できるものとします。

- (1) 申込者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき
- (2) 申込者が暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められるとき
- (3) 貸出期間が暴風雨等の悪天候時、若しくはそれらが予測されたとき
- (4) その他当館が適当でないと認めたとき

京都市内には、車道・歩道とも自転車走行が禁止されたエリアがあります。また、駐車場以外に停めた自転車が わずかな時間でもすぐに撤去される例が多く発生しております。京都のサイクル事情をご理解いただき存分に京 めぐりをお楽しみください。